明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○国家公務員退職手当法施行令等の一部を改正する政令（三五七）　三
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三五八）　四
○東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三五九）　五
○東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三六〇）　六
○首都直下地震対策特別措置法の施行期日を定める政令（三六一）　七
○首都直下地震対策特別措置法施行令（三六二）　七
○旅券法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三六三）　七
○旅券法施行令の一部を改正する政令（三六四）　七
○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（三六五）　七
○地方公共団体情報システム機構の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（三六六）　七
○大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第二条第一項の特定大規模災害及びこれに対し適用すべき措置等を指定する政令（三六七）　八

〔府　令〕

○東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**七四）　八
○首都直下地震対策特別措置法施行規則（**同**七五）　一〇

〔省　令〕

○調理師法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一三五）　二
○国民年金法施行規則及び児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令（**同**一三六）　三
○火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令（**経済産業**六五）　三
○原子力発電工作物の保安に関する省令の一部を改正する命令（**経済産業・原子力規制委**二）　三
○国土交通省関係首都直下地震対策特別措置法施行規則（**国土交通**一〇〇）　四
○国土交通省関係南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則（**同**一〇一）　四

〔告　示〕

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第八条第一項第三号の内閣総理大臣が定める交付金を定める件（**内閣府**二九一）　四
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（**内閣府・国家公安委・法務・厚生労働**一）　七
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（**厚生労働**三八六）　八
○原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第一条第二項第四号に規定する別に告示する主要原子力発電工作物を構成する設備の一部を改正する告示（**経済産業・原子力規制委**三）　一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇国家公務員退職手当法施行令等の一部を改正する政令（政令第三五七号）（総務省）

一　国家公務員退職手当法施行令の一部改正関係
　国家公務員が役員として出向した期間が退職手当の算定の基礎となる在職期間に通算されることとなる法人について、対象を追加することとした。（第一条関係）
二　国家公務員共済組合法施行令の一部改正関係
　国家公務員が役員として出向した期間が退職共済年金の算定の基礎となる組合員期間（国家公務員共済組合の組合員としての期間）に通算されることとなる法人について、対象を追加することとした。（第二条関係）
三　地方公務員等共済組合法施行令の一部改正関係
　国家公務員が役員として出向した期間が退職共済年金の算定の基礎となる組合員期間（地方公務員共済組合の組合員としての期間）に通算されることとなる法人について、対象を追加することとした。（第三条関係）
四　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三五八号）（厚生労働省）

一　警察庁組織令等の一部改正関係
　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成二五年法律第七二号）の施行に伴い、警察庁組織令その他の関係政令の所要の規定の整理を行うこととした。（第一条関係）
二　婦人相談所に関する政令の一部改正関係
　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）